



弓道場

利用料金

射場 利用料金

1. 基本利用料（単位：円）

区分			利用料金					時間外使用料 (1時間につき)
			午前	午後	夜間①	夜間②	全日	
			8:30～ 12:00	13:00～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00	8:30～ 21:00	
団体 利用	近的射場 (178㎡・12人立)	学生	1,460	1,670	830	830	5,220	410
		一般	2,890	3,300	1,650	1,650	10,310	820
	遠的射場 (72㎡・6人立)	学生	840	960	480	480	3,000	240
		一般	1,720	1,980	990	990	6,170	490
	近的射場 及び 遠的射場	学生	2,310	2,640	1,320	1,320	8,250	660
		一般	4,620	5,280	2,640	2,640	16,500	1,320
個人 利用	近的射場 及び 遠的射場	学生	—	—	—	—	160	—
		一般	—	—	—	—	330	—
1 月 券	近的射場 及び 遠的射場	学生	990					
		一般	1,980					

備考

- この表において、「学生」とは、幼稚園児、小学生、中学生、高校生、大学生その他これらに準ずる者を、「一般」とは学生以外の者をいう。
- 使用料の算定の対象となる利用時間には、専ら利用する者の本来の利用目的に利用する時間のほか、その準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 寒げいこ古等時間外の利用に係わる使用料の額は、この表の当該利用の区分に係わる時間外利用料（1時間当たり）の額に利用時間を乗じて得た額とする。
- 時間単位で算出する利用料の額は、1時間当たりの時間外利用の額に利用時間を乗じて得た額とする。この場合において、利用時間が1時間未満である時、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として算出する。

会議室 利用料金

1. 基本利用料（単位：円）

区分	使用料
大会議室	1時間 620
中会議室	1時間 450
小会議室	1時間 110

付属設備 利用料金

1. 基本利用料（単位：円）

区分		使用料
放送設備		1日 1,620
冷暖房設備	大会議室	1時間 330
	中会議室	1時間 110
	小会議室	1時間 50

※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦病者手帳・被爆者健康手帳をお持ちの方とその介護者1人、高知県また高知市長寿手帳をお持ちの方は無料で射場利用できます。

お問い合わせ先

県民体育館 TEL:088-831-1166 武道館 TEL:088-825-1271
青少年センター TEL:0887-56-0621 青少年体育館 TEL:088-891-5331
春野総合運動公園 TEL:088-841-3105 弓道場 TEL:088-804-3310